

愛川町教育委員会

平成19年6月25日

愛川町教育委員会 6 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成19年6月25日（月）
午後 2時00分から午後 3時10分
- 2 会議場所 文化会館 3階特別会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
（1）教育長報告事項
（2）平成19年度第2回愛川町議会定例会について
日程第4 平成20年度使用教科図書の採択方針について
日程第5 専決処分の承認について（社会教育委員の選任）
日程第6 その他
- 4 出席委員 教育委員長 八 木 一 郎
委員長職務代理者 岡 本 弘 之
教育委員 三 好 容 子
教育委員 足立原 威
教育長 熊 坂 直 美
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 齋 藤 隆 夫
生涯学習課参事兼課長 相野谷 茂
教育総務課長 河 内 健 二
スポーツ・文化振興課長 大 貫 佳 孝
教育総務課主幹 沼 田 孝 作
教育開発センター指導主事 佐 藤 千代乃

◎開会

○（八木委員長） こんにちは。お疲れのところ、ご苦労さまでございます。

ただいまから6月の定例教育委員会を開催させていただきます。

委員さん5名出席しておりますので、成立の要件は満たされておりますので、これから随時開会させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりでございますので、日程に従いまして進めさせていただきます。

◎日程第1

○（八木委員長） 日程第1、会期の決定についてであります。会期は本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（八木委員長） 異議ないということでございますので、会期は本日1日と定めさせていただきます。

◎日程第2

○（八木委員長） 続きまして、日程第2、前回会議録の承認についてであります。既に皆さんのお手元にお回りになっていると思いますので、質疑がございましたらよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（八木委員長） 異議ないものと認めさせていただきます。会議録は原案のとおり承認をしていただきたいと思います。

なお、後ほど会議終了後に、会議録の署名原本をお回しいたしますので、署名をよろしくお願いいたします。

◎日程第3

○（八木委員長） 続きまして、日程第3、教育長報告事項について移りたいと思います。教育長、よろしくお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

○（八木委員長） ありがとうございます。

教育長報告事項、説明は以上のおりでありますので、これから質疑を受けたいと思います。質疑があります方は、ひとつよろしく願います。どうぞ。

三好委員。

○（三好委員） 教育長報告事項の中で、5月23日のかわせみ広場運営会議とありますが、質問ですけれども、主任児童委員がかかわっていく中で、かわせみ広場の主任指導員さんとの交流を持とうということで話し合いを持ったところですが、もし、そのかわせみ広場に来ているお子さんの中で、ケースに上がってきているお子さんについての情報等の、情報交換会というようなところが必要となったときにどのようにするかというところを進めているわけなのですが、教育委員会としては、そういうかわせみ広場から上がってきたケースに係ってみているお子さんについての対応は、生涯学習課のみというか、そこにとどまっているのでしょうか。何らかの手だてというか、教育委員会の中での連携というものがあるのでしょうか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○（八木委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） この運営委員会では、細かくは、子どものケースというのは若干上がってきますが、子どもの生活までに立ち入った話までは、ここでは現在の段階は出ておりません。

ただ、かわせみ広場、指導員さんが手を焼いている子どもは、1人でなくあちこちである場合もあります。そういうことで、これは必要に応じて情報交換等をして連携を図っていかなければいけないと確認しておりますので、必要に応じて検討していく必要があるかなと思っております。

中には、学校と相談をしたケースもあるようでございます。今後、必要に応じて連携をしていくということで考えております。

○（八木委員長） いかがでしょうか。

○（岡本委員） 関連で、かわせみ広場ですが、子どもさん等の指導と、運営委員のかかわっている方はわかりますが、ここにお預けになった親御さんがございますよね。親御さんたちが集まって、いろいろなこちら側が起こっている問題を把握したことを親御さんに伝えるとか、そういったやりとりの場というのはあるのですか。

○（熊坂教育長） かわせみでは、それはしておりません。

○（岡本委員） ないのですか。

○（熊坂教育長） はい。個別のケースで、どうしても親御さんにお話が必要なおきにはいたしますが、基本的には、自分たちが来て、そこで自主的に遊んだりの活動をする場というふうに考えていますので、何かあった場合には、必要に応じて親御さんには連絡しますが、常時定期的にそういう話し合いの機会はつくっておりません。

○（岡本委員） なるほど。何で私がこういうことを聞くかという、預けられて、ただ、親御さんが連れてくる、それはいいんですけど、いろんな大勢の子どもが集まったときに、今心配したような問題とか当然起こりますよね。で、そういったことをお預けになっている保護者の方が全く認知なくて、預かっている方は一生懸命そういうものの解決に向けているんですけども、預けている親御さんの方もそういった情報が的確に入らないと、親御さんを通しての子どもへの注意とか、そういった面で効果もかなり違ってくるような感じがするんですよ。

だから、不特定の親御さんがお預けになっているということだと思えるのですよ、多分もないのは。結局、登録とかそういうのをしていないわけですよ。

○（熊坂教育長） していません。

○（岡本委員） そうですよ。だから、集めづらい現状にはあるかと思うんですけども、何かそういうのを今後、こういう活動がどんどん活発化してくると思うんですよ、大勢集まって。そういうときに、やはり親御さんに、そういう現状を知ってもらう場面というのが、何かいろいろ考えて、いい方法があればあった方がいいような気もするんですね。今後の問題として。

○（熊坂教育長） 現在のところ、深刻な問題というのはほとんどございません。

○（岡本委員） ない。

○（熊坂教育長） ええ。かわせみ広場の方は、自由に来て自由に遊んで帰りますので、それほど問題はないのですが。

一時期1カ所はあったのですが、その子が落ちついてきて、大分よくなったということで、最近はその子は親御さんと連絡もなかなかとれないという状態もありましたけれども、必要に応じては連絡会していきたいと思いますが、今のところはほぼ順調に回っているという状況はあります。

○（岡本委員） そうですか。わかりました。

○（熊坂教育長） 相野谷課長、何か説明をつけ加えることはありますか。

○（相野谷生涯学習課参事兼課長） 今、教育長がおっしゃったとおりで。

- （八木委員長） はい、いかがですか。よろしいですか。
ほかの委員さん、何かございますか。よろしいですか。
三好委員。
- （三好委員） 同じ教育長報告事項の中の6月4日の青少年県外交流実行委員会が実施されましたけれども、その辺の進捗状況というか、そういうもののご説明は今なかったのですが、いかがでしたでしょうか。
- （八木委員長） 生涯学習課長。
- （相野谷生涯学習課参事兼課長） 県外交流実行委員会につきまして、8月の第1週の土、日、月で、中学校1年生を対象といたしまして、合計30人、そして立科町の中学生30人で実施される県外交流事業でございます。その実行委員会が開催されましたが、その中で参加者の選考についてどうするかとか、県外交流の内容の検討、それと予算的な関係、そういったことを実行委員会で諮りまして、事務局の案を提案しておりますけれども、その原案どおり可決いたしました。
- （熊坂教育長） 派遣の子ども、決まったんですね。
- （相野谷生涯学習課参事兼課長） 大体決まりました。
- （斉藤次長） 最後の詰めを学校でやるところです。
- （相野谷生涯学習課参事兼課長） ええ、校長先生の方から、参加者については、最終的には推薦をいただくという形になりまして、基本的には、各中学校10名ずつなのですけれども、参加者が少ない学校もたしかございます。10名のところ7名しか参加できないというところもございまして、そういうところにつきましては、希望者の多いところもありましたので、そこへその枠を持っていくということで、各中学校においては、13名のところと、10人のところという、そういう偏りがあるのが現状になっています。
最終的には合計30名ということで絞らせていただきました。
- （熊坂教育長） なお、ジュニアリーダー、こしは大学生が行ってくれるんだって。
- （相野谷生涯学習課参事兼課長） そうですね、2名。
- （熊坂教育長） 2名、大学生が。
- （相野谷生涯学習課参事兼課長） はい。
- （熊坂教育長） 青少年指導員さんも1名行っていただけるということで。
徐々にですが、本来の姿を少しずつ引っ張り込み始めております。
- （三好委員） そうですね、はい。ありがとうございます。

- （八木委員長） 足立原委員。
- （足立原委員） 教育長の報告事項の中で29日の女性管理職の会歓送迎会とありますけれども、これは役所ですか、それとも教員なのですか。
- （熊坂教育長） 教員です。
- （足立原委員） 教員ですか。男性管理職の会じゃなくて、女性ですね。
- （熊坂教育長） ええ。何か、実は全国組織もありまして、県にもございます。
- （足立原委員） まだ、続いているのね。
- （熊坂教育長） ええ、続けております、はい。
- （八木委員長） よろしいですか。
- （足立原委員） ええ。
- （八木委員長） では、ひとつ委員長、ちょっと私から。

教育長の会合の中の資料をいろいろお持ちになっていただきまして、読ませていただきました。

実は、放課後子どもプラン、うちの方で言えば、放課後児童クラブですか、開設当時、いろいろどうなのかなと危惧することもいっぱいあって、そのままなのですが、現実的に次から次へと、施策が打ち出されてきて、これももちろん有料でしたよね。有料で、うちと同じようなパターンですが、教育というのは一体どこまで行政がかかわっていったらいいかというのは、本当に素朴な意見ですが、どこまでいってもこういうのが出てくるような気がするのですよ。

まるっきり、生まれたときからずっと、施策の話になるような感じがするのですが、教育長さん、プロの当事者としてその辺どういう見解をお持ちなのかなと思って、ちょっと聞いてみようかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

- （熊坂教育長） そうですね。いろいろなものの施策が境目がなくなっているという感じがいたしますね。
- （八木委員長） そういう感じ。素人が見てもそう思うね。
- （熊坂教育長） ええ。ですからこれも、行政主導というよりむしろ政治の方の主導で、こういうのが文部科学大臣ですか、こういうのを提案してそれが施策になって、どんどん動いている。しかも、厚生労働省で長くやってきたものへ、今度は文科省のものがつき、それを合わせて教育委員会がやれという、そういう形できてしまっていますので、我々も昔どおりの頭ではいけないのかなと、少し柔軟に考えて、視点を子どものためにどうするのかという、

その辺で物を考えないと、教育だけで考えていくとなかなかうまくいかない部分もあるのかなと思いますね。

ただ、矛盾は感じながらやっております。

- （八木委員長） 例えば、集団というのはあればあるほど問題というのは出てきますからね。学校教育の一つの集団は前後左右にいっぱい、当事者同じ子どもで、それは悪いことではないのだけれどもね。

教育長さん、頭を切りかえなきゃとおっしゃいますけれども、逆に、もう少し今度は、本来の姿の方をびちっと何か言っていただきたいというような、思いもするのですがね。

これは、非常に柔軟できめ細かな施策ということで、評価しますが、ただ、愛川町としても始めたときに、委員さんの中にも相当いろいろな危惧が出ておりまして、果たしてこれが、まだ順調でありませんが、今年あたりから次のステップが終わり、順調に流れたときにどんなふうになるか、また、その辺の因果関係をまたご説明していただければと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

はい、岡本委員。

- （岡本委員） 私もこの委員会で、将来的なものを見ながらご質問したのですが、この資料4に、安倍内閣総理大臣は施政方針演説の中で、放課後子どもプランのこともいいように書いて言っていますね、要点として。

要するに、放課後自由に遊ぶ場を保つのだということがねらいだと言っているのですが、そういった中で細かいプランを見ると、教育も入ってきて、遊びではなく、何かを教えなければいけないという方向にも行ってしまっているのですよ。

そうすると、今度これは預ける親御さんは、ますます、ただ預けるだけでは不満で、何か教えてくれとか、まさに第2の学校のようなのがもう十分見えているのですよね。

だから、私も当初、学校でやる以上、その場所が重なるから、そういう面もどうしても出てくることで、仕方ないと思ったのですが、こういうふうにはっきり出てくると、放課後プランとは何だと。

ただ、預かるのではなくて、やはり第2の幼稚園教育みたいな、そういうふうになんてなっていくのかなというような危惧が。すると、じゃ、従来の幼稚園とか学校は何なんだという、一方で出てくるのですよね。

だから、その辺も今、八木委員長さんのご心配というのは、具体的に国の方はどんどん出しているということなのですよ。ですから、その辺がちょっと心配です。

○（八木委員長） 私も岡本委員さんと同感なのです。

教育長。

○（熊坂教育長） 心配、確かにおっしゃるとおりのところもあるのですが、この間の全国大会の説明の中では、文科省自体も確かにこの学習のことを言っているのですけれども、毎日、こうやるような学習のことをすべて言っているとは言わないのです。

ですから、例えば、土曜日に何か子どもの興味の引くようなもののイベント的なものでもいいのですよという言い方をしたり、非常にあいまいなのです。

出てくるものとしては、こういうのが出てきて、四角四面に読むと、毎日学習プログラムをつくってということになってしまうのですけれども、そこまでは実は求めていないのだという言い方もしています。

ですから、しばらくの間、文科省の方も、そのほかに、今、資料の中に、事例集というのをつけています。こういう事例を、各地域で自由にやってもらった事例を集めて、よさそうなものを紹介していきたいのだという、そういう言い方もしています。

○（岡本委員） そこなのですよ。私、そこが。当然その流れになってくるのですよ。

そうなる、そういうところに選ばれたところは、模範的なことをやるということで、いろいろそういう教育を入れてくるのです、どうしても。それがプランと、ひな形として出てくるのです。

そうすると、みんなそれを見て、ああ、将来はこういうときとなるのですよ、恐らく。そういう流れだなと私は見ているのです。

だから、ますますそういう国が施行を見てプランを立ててやった模範的な例を出すと、恐らく、うちでは1週間のうち2日はプランを立てて、こういうふうに行っていますとか、そういうのがいっぱい出てくると思うのです。そうなる、それを見たほかの一般のこれからやろうとするところは、ますますそれを参考にしますから、形にはまった、本当に本来の、同じ場所で預かって遊ばせるという本来の目的からだんだんずれていくような心配があるのですよね。多分そうなりますよ、こういうのが出てくると。

○（熊坂教育長） うちが町の独自のものを早くつくってもいいのかなと。で、あくまでも場所としては、うちの方は今の形を変えないでいきたいと。

○（岡本委員） それでどうですかね。どこまで拡大していくか。

○（熊坂教育長） 文科省も承知をしているのは、ここに出ているのは、ほとんど都会版の形であると。

○（岡本委員） でしょうね。そうでしょうね。

○（熊坂教育長） 狭い地域でできる形。

ただ、地方へ行くと、一つの学校といっても、学区がだだっ広くてそういうことができないところもあるのは承知をしていると。

ですから、そんなところの事例も集めたいというようなことも言っていました。

○（岡本委員） 多分出てくるのは、模範の型でしょうね。

○（熊坂教育長） あまり型にはめたものでやるのはどうなのかねという。

○（岡本委員） 都会の先進的な例が出てくると思うのです。

場所も狭くて、大勢集まってやると、当然、ただ遊ぶ広場ではなくて、勉強をさせたり、いろいろなことをやらないと、子どもを預けおけない現状も場所もいっぱいあるわけですよ。そういうのが多分プランのモデルに出てくると思いますよ。今までのそういうのは、大概そうなのですよ。

○（熊坂教育長） そうですね。

やはり基本的には、各地域でアイデアを出してやってくださるしかありませんとは、最後は、質問していった人がいまして、だからそういう言い方になりましたけれども。

○（八木委員長） 現在の子を持つ若いご父兄の方というのも、本当にそうっては失礼だけれど、かなりできますから、今おっしゃるようなことがますますエスカレートして、何が何だかわからなくなってしまう、最後には。

そういう感じですよ。教育というのはもっと素朴でなければいけないと私はいつも思うのですが、教育長さんも同じで、良くわかっていらっしゃってられる。

○（熊坂教育長） 公的な塾版になってしまうという感じなのですね。

○（熊坂教育長） 心配があるのです。

○（八木委員長） ほかにいかがでしょうか。

三好委員。

○（三好委員） 関連ですけれども、愛川町で、今行っているその施策を充実させていくことが最優先だし、教育長がおっしゃった、子どものためにどうするかという視点、そこを絶対ずらさないでいただきたいと思います。

それと、こういうことがなぜ必要になってきたか、全国版で何でこんなに言ってきたかという、やはりどうしようもない親の中で養育される子どもがふえた。放任される子どもが増えた。親が働くことに重点を置いてきて、本当は自分の子どもをないがしろにしても、な

いがしろにしている感覚さえなくなっているという、そういう非常に哀れな状態がこういう社会的な要請になっていると思うのですよ。

まず注目しなければいけないのは、親の働き方だし、その働き方をきちんと考えていく企業でなければいけないし、そして、その子どもを育てる世代をいかに応援するかというところをもっと国を挙げて考え、予算なり施策なりを持っていかなければいけないことだと私は思うのです。

乳幼児を見ていると、親の手や目や考え方や環境が絶対的に必要なのです。そういう中で育つ子どもであれば、将来的に青少年の問題は減ってくる、そう思うのです。

だったらば、視点は、子どものこういったものにお金をかけるとかなんとかではなくて、親の養育というものに切りかえていくべきだと私は強く思います。

ぜひそういう点でもお願いをしたいと思います。

以上です。

○（八木委員長） はい、わかりました。

本当にそうですね。親もただ仕事だけではなく、親が遊びたいのですよね。だから、その辺の親の価値観、それを今、三好委員さんがおっしゃるように、やはり教育的配慮のもとに変えていかなければならないと私も思います。働く場所だけではないと思います。

ほかにいかがですか。

はい、足立原委員。

○（足立原委員） 私も思うのですけれども、今、子ども会の加入者がどんどん減っているのかというのがありますね。けれども、子ども会の指導者は今一生懸命やっているわけです。それで、ますますこういうことが進むと、そういう方々が、この中に取り込んでもいるでしょうけれども、やはり一方では何かだんだん沈滞していくようなことがあるのではないかなと思うのです、子ども会活動なんて聞くと。

そういう方の指導者に、もっと経済的な余裕とか、そういうものを与えてあげて、こういうものをカットするように持ってくるような何か施策は僕は余りいいものじゃないなと思うのです。

で、そういうものがだんだん、だめだから今度こういうものに変えていくということかどうかわかりませんが、一方ではそういうものをちゃんとやりながら、こういうものを新たにやると、片一方がだんだん衰えていくというか、そうなるのではないかなという感じがちょっとします。

○（八木委員長） もう一つだけ、ひとつ教育、いわゆる地方教育行政について、教育委員会のあり方あたりで、ずっと資料を読ませてもらって、教科書の採択などの問題も絡めて、やはり教育委員会の委員の広域化というようなことも考えてみる。例えば、うちの方のこの現場を見ますと、厚木、愛川、清川。だったら、この一つの、それがまた教科書の採択地区になっている。採択地区はもういろいろ立地条件があると思いますが、例えばうちの方のこの採択地区だけ見た場合に、厚木、愛川、清川で、教育委員会ではなく教育委員か、どういふふうな立場になるか別として、組合組織がありますけれども、そういう形で平面上にあるような教育委員会にしてしまった方が、逆に今度は効率化がいいのではないのかななんて思ったりしたのがちょっとあるのですよ。それは、法律的に、それがなるかならないかは別として、運用面で。

もう、そうすれば、教科書の採択で、愛川がどうって、厚木と清川がずれたなんて、そんな問題一切ありませんし、そうするともう、愛甲郡の教育をもう少し拡大して見えるというような委員さんが出てくるのではないかなと思ったり。

これを読んでいて、かなり柔軟なことが書いてありますので、これからの方向づけとして、人数のこともありますでしょうし、そういうのがやっぱり柔軟的な教育委員会になるのかなと一つ二つ思いますけれども、これがまた、きょう言っても仕方がないことですので、ちょっと感想だけ述べさせていただきました。

ほかによろしいですか。

ないようでしたら、教育長報告事項は、報告のとおりご承認をいただきたいと思います。
ありがとうございます。

◎日程第4

○（八木委員長） それでは、日程第4に移りたいと思います。

平成20年度使用教科図書の採択方針について、議案第2号、説明をよろしく願いいたします。

教育長。

○（熊坂教育長） 議案第2号でございますが、例年どおり教科書の採択についての基本方針について、これからご説明を申し上げますので、ご審議のほどをよろしく願いいたします。

○（佐藤教育開発センター指導主事） それでは、1枚おめくりいただきたいと思います。

平成20年度の愛川町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会

の方針についてでございます。

教科書の採択につきましては、教科書の主たる教材として、学校において重要な役割を果たしておりますということから、教育委員会の権限と責任によりまして、十分な調査研究に基づいて行われるという必要がございます。

あわせて、教科書採択のあり方につきましては、採択手続等を明確にすることが求められておりますことから、平成20年度町立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る愛川町教育委員会の採択方針をご提案するものでございます。

なお、今年度の採択につきましては、採択替えのない継続使用の年ということでございますから、採択方針につきましては、昨年度とほぼ同様の内容としております。

まず、1項目めでございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づきまして、平成19年度は、小学校及び中学校の教科書については、学校教育法第107条の規定による教科書を除いて、平成18年度と同一の教科書を採択すること。

2点目、教科用図書の内容については、十分かつ綿密な調査研究が行えるよう条件整備を図るとともに、採択結果や理由等の採択に関する情報の公開を行うことなど、開かれた採択に向けて努力すること。

3点目、採択の公正確保に向けて、広く関係者の理解を求めるなど、静ひつな採択環境を整え、円滑な採択事務に支障を来す事態が生じないように努めること。

以上、提案をさせていただきます。

○（八木委員長） ありがとうございます。

説明は以上でございますので、質疑に入りたいと思います。

委員さん、よろしくお願ひいたします。

今年度は昨年度に続き採択替えの年ではないということで、107条関係だけがあるという現実的な話でございますが、その他もろもろ採択に関するご意見、ご感想でも結構でございます。もしありましたらお願ひしたいと思います。

よろしいですか。

質疑がないようでございますので、異議なしということで認めさせていただきたいと思ひます。

議案第2号、平成20年度使用教科用図書の採択方針については、提案どおり採決をさせていただきます。

ありがとうございます。

日程第5

- （八木委員長） 続きまして、日程第5、専決処分の承認について（社会教育委員の選任）、議案第3号、説明をお願いいたします。

教育長。

- （熊坂教育長） 議案第3号でございますが、社会教育委員の任期が2年になっているということで、今年度は、大きな任期がえの年でございますが、実際のお話をいたしますと、任期が4月末で終わり、新しい人は5月の初めということになっておるのですが、いろいろな団体からの推薦の関係が5月の終わりにならないと委員さんが決まらないと、そういう実情もありまして、新しい社会教育委員の会議を5月の終わりから6月の初めにしなければいけないということで、承認をいただく前に先に会議をしてしまうというような実態がございまして、今回お願いをしているわけでございますが、担当の方から説明をいたしますので、よろしく申し上げます。

- （八木委員長） お願いいたします。

生涯学習課長。

- （相野谷生涯学習課参事兼課長） それでは、議案第3号の専決処分の承認について、社会教育委員の選任について説明させていただきます。

概略は今、教育長が申し上げたとおりなのですが、社会教育委員の選任につきましては、愛川町社会教育委員設置条例の第2条の規定によりまして、委員の定数は12名となります。任期は2年とされております。

今までの委員につきましては、今、教育長が申し上げたとおり、4月30日をもって任期が満了となったことから、5月1日以降2年間新たに委員となる方を選任いたすものであります。

平成19年度の社会教育委員は、お手元の名簿のとおりでございまして、新任が5名、再任が7名でございます。

したがって、委員の任期、2年の満了により新たに選任するわけでございますけれども、今申し上げたとおり、それぞれ団体における役員が、改選などを踏まえた総会が4月から5月中に開催され、委員の決定が5月の末になってしまったことから、専決処分といたすものでありまして、ご承認をいただきたいと存じます。

- （八木委員長） ありがとうございます。

以上の説明でございます。

質疑を受けたいと思います。何かございましたら、よろしくお願ひいたします。

(「特にありません」と呼ぶ者あり)

○(八木委員長) 異議ございませんか。

それでは、委員さんの声が、異議なしということでございますので、原案のとおり決することにさせていただきます。ありがとうございました。

日程第6

○(八木委員長) 続きまして日程第6、その他に移りたいと思いますが、その他で何かご意見がございましたらお願ひいたします。

○(八木委員長) では、教育総務課長。

○(河内教育総務課長) それでは、お手元に平成19年度の奨学生の一覧表ということで、配付させていただきました。

この内容について、ご報告ということでさせていただきたいと思います。

まず、この奨学生選考に当たりましては、町の奨学金条例に規定されています、奨学生選考委員会がございまして、その委員会において選考していただくということで、その選考した結果報告を教育委員会にし、そして、教育委員会が最終的に決定を見ていくということになります。

したがって、この奨学生選考に当たりましては、過日、6月19日でございますが、平成19年の第1回会議を、開催させていただきました。

この委員につきましては、民生委員さん、主任児童委員さんを含めまして6名、それから中学校の校長先生3名、それから小学校校長の代表の方1名ということで、10名構成でございます。

そして、この平成19年度の奨学金条例に基づく奨学金ということで、今現在で、条例に定めがあるわけでございますが、年額11万5,200円ですね。これは、県立学校の授業料ということでございます。規定上この金額の給付を受けたいという申し出があった者について、その選考をしていくということでございます。

そして、その申請があった者について、その申請書並びに各中学校からの推薦書等を提示、説明をいたしまして、審査、選考をお願いいたしましたところでございます。

その結果、平成19年度の新規の申請者については、10名から申請がございまして、すべ

てを選考決定をさせていただいたというところでございます。

また、平成18年度に申請、また、その前の平成17年度に申請がありまして、給付決定等をしている方については、継続ということでの審査をする必要がありますので、関係書類等、例えば、今現在の在学している高校等の在学の証明とそれから出席の状況あるいは成績状況、さらにはその家庭の所得状況等について提出をいただきまして、その審査についてもあわせて行いました。

そして、その最終的な結果ということでございますが、新規申請については10名、先ほど申し上げましたようなことで選考決定をし、それから、継続の方については17名あったわけでございますが、2名の方については、1人が奨学金の全額免除を受けることになった方と、それから、町外に転出された方1名がございまして、17名中この2名を除き、15名の方を選考決定をさせていただいたということでございます。

その一覧表ということで、お手元に配付をさせていただきました新規10名、1番から10番までの方、それから継続15名、ナンバー11番の方から25番の方です。

ということで、最終的に25名の方を平成19年度に選考決定ということで、選考委員会からご報告がありましたので、その奨学生一覧表を提示させていただきまして、本教育委員会に報告し、決定をいただきたいということでございます。

以上でございます。

○（八木委員長） ありがとうございます。

そういう報告でございますので、委員さんご了承願えますか。

○（岡本委員） 奨学金の額が県立高校授業料を基本として定めているが、私立の高校への通学する者は該当しないということではないでしょうか。

○（八木委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） 今、ご質問の私立等についてというところと、それから、この奨学金の額でございますが、県立高校の授業料基本額とし、金額を定めたようでございますので、私立の場合でも11万5,200円、県立高校と同じ額を給付決定するということになってございます。

○（岡本委員） その県立高校の11万5,200円というのは、奨学金が県立高校に限るというようなことは書いていなくても、そういう意味合いのものとは違うのですか。私学でも、県立高校の見合う授業料を出すということなのですか。

というのは、私学の授業料というのはすごく高いですよ。そういう学校に行かせる余裕

のある方が、奨学金を得られて、例えば県立へ行っておられる方で、成績がちょっと悪いために外れてしまうというようなことも起こり得ますよね。

その辺は、条例で決まっておれば、私学も可能だということを決まっておればそれはいいのですけれども、その辺の兼ね合いがどういうものなのか。

授業料はお金がないと、私学は高いから県立高校へ行って私学はあきらめているというお子さんもいらっしゃると思うのですよ。そういう中であって、私学にも同じように出るのならば、そういう形が徹底しておれば、私学へ行っている方も出せるかもわからないし、その辺どうですか。

○（八木委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） 条例で申し上げますと、その目的ということで、経済的理由により、学校教育法に規定する高等学校の課程、それは通信制の課程は除きますけれども、高等専門学校課程及び専修学校課程への就学困難な者に対し、就学を奨励するための奨学金ということでの規定でありまして、いわゆるこの規定で、学校教育法に規定する高等学校課程、高等専門学校課程への、とゆうことでございますので、これからの学校へ修学困難な者に対し、修学を奨励するため、給付することが規定してございます。

それで、額についても、県立高校の授業料を11万5,200円を基本に定めております。

○（岡本委員） 要するに公私の区別はないが、金額ではこれしか出ませんと、そういうことですね。

そうすると、県立高校の授業料というのは取った方がいいと思うのですよ、目安が。

要するに奨学生として10万円とか、そういう形であるのならば、私学へ行っている、奨学金でそういう経済的ならば10万円出るのだなど。

県立高校11万5,200円を基準するとなると、やはりその辺をもとに行えという誤解も生みかねないのかなという思いがあるのですけれども。

○（八木委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） 金額の上では、ちょっと私は県立高校の額ということで申しあげましたけれども、あくまでもこの奨学金を定めるに当たっての方法として県立高校の授業料を参照したものであります。従いまして県立高校の授業料が上がれば、奨学金の改正を行うことになると思います。あくまでもこの金額の目安は県立高校の授業料をこの金額といたしたということになります。今までの慣例でございますので、ご説明をさせていただき誤解がないようお願いをいたしたいとします。

○（八木委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 補足を。

確かに、私立の子どもさんたちもいらっしゃいますので、それなりに別な根拠を持って決めればいいのでしょうかけれども、これがスタートしたときは、ほとんどが県立高校へ行っている子どもということがあったのではないかと思うのです。

そういう中で、目安の金額を決めるときに、県立高校の授業料にしましょうということにしたものと考えられます。そういう慣例があったものと理解しています。

したがって、この金額は、県立高校の授業料が変わったときには、条例の改正を行うことにしています。ですから、2年位前に県立高校の授業料が、変わったときにも条例の改正をしております。

そういう意味合いでいくと、確かに県立の授業料が奨学金イコールになってしまうことになりませんが、規定上はそんなような経過がございます。

○（八木委員長） それで、一つ今の岡本委員さんの話の中にもありましたが、矛盾を感じるのは、私立高校まで高いお金を出して行かせる家庭で、どうして奨学金を申請するのかということがあるよね。その辺はどうなのですか。だったら最初から県立高校へ行かせた方がいいのじゃないのかとかね。これは余談というかになってしまうのだけれども。

私立へ行くということは、それなりの余裕がある、100万円ぐらいするのでしょうか、今。大学と一緒にたいですよ。

○（岡本委員） 100万円ぐらいしますね、授業料と入学金とで。

なぜ私、聞いたかといいますと、こういった私立高校に受かるような子は、県立高校に半分以上受かるのことであります。成績からいっても。今ここへ出ている私学も受かるケースがありまして、ほとんどの学校が。特定の難関校を除いては受かるケースが多いと思います。

だから、やはり自分の好みで行っておられると思うのです。そういうところまで高いお金がかかるのに行くのを承知しておられて奨学金というのは、どうも私はちょっと解せない。

○（八木委員長） 確かに、個人的な情報、言っただけいけない、これ、八木さんというのはうちの関係ではないのけれど、近所の人で、知っていますけれども、お母さんしかいないのです。お父さんが早く亡くなってしまっただけ。そういう関係もあるのでしょうかね。

教育総務課長。

○（河内教育総務課長） 今おっしゃるようなことが、過去の例であります、それぞれの事情があつたことで、所得については、当然ながら、所得の照明できる関係資料の提出も

いただきますとともに、所得等の調査の委任もいただいておりますので、言ってみますと、所得状況等については、落ち度が無いような対応と個人情報の保護に十分配慮し、決定をい

ているところであります。

○（八木委員長） どうもありがとうございました。

それでは、この奨学生については、一応ご報告のとおり、承認をお願いしたいと思います。

その他で、ほかにございますか。

◎閉会

○（八木委員長） ないようでしたら、6月の定例会をここで閉会とさせていただきます。

長時間にわたって、大変ご苦勞さまでございました。